

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	木村 仁 (自民)	二之湯 智 (自民)	内藤 正光 (民主)
理事	世耕 弘成 (自民)	南野 知恵子 (自民)	藤本 祐司 (民主)
理事	森元 恒雄 (自民)	長谷川 憲正 (自民)	水岡 俊一 (民主)
理事	山崎 力 (自民)	山内 俊夫 (自民)	弘友 和夫 (公明)
理事	伊藤 基隆 (民主)	吉村 剛太郎 (自民)	山本 保 (公明)
理事	山根 隆治 (民主)	犬塚 直史 (民主)	吉川 春子 (共産)
	荒井 広幸 (自民)	櫻井 充 (民主)	又市 征治 (社民)
	景山 俊太郎 (自民)	芝 博一 (民主)	
	椎名 一保 (自民)	津田 弥太郎 (民主)	(17. 1. 31 現在)

(1) 審議概観

第162回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件、衆議院提出法律案1件及び承認案件1件の合計9件であり、そのうち内閣提出及び衆議院提出の合計8件を可決または承認し、内閣提出1件は衆議院解散のため審査未了となった。

また、本委員会付託の請願1種類3件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案等の審査〕

恩給・行政手続 恩給受給者の高齢化の現状等を踏まえ受給者の申請の負担軽減を図るため恩給支給事務手続の簡素合理化等を行う**恩給法の一部を改正する法律案**については、恩給制度の評価と今後の在り方、一時恩給の控除制度の廃止が早期に行われなかった理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。また、政省令などの命令等を定める際に、広く一般の意見や情報を求める手続等を定めることによって、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図ろうとする**行政手続法の一部を改正する法律案**については、意見公募手続を法制化する意義と今後の課題、行政指導について書面交付を原則とすることの必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

地方税財政 国税の増収等に伴い平成16年度補正予算により増額された同年度分の地方交付税について、特別交付税の増額及び普通交付税の増額を行った上で、残余の額を平成17年度分として交付すべき地方交付税に加算する**平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案**については、災害対策としての特別交付税増額の不十分性と交付時期の弾力化、今回の特例による次年度繰越しの是非等の質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

また、定率減税の縮減、所得譲与税の増額、法人事業税の分割基準の見直し、非課税特別措置の整理合理化等を行う**地方税法等の一部を改正する法律案**については、定

率減税の縮減・廃止と景気や国民の生活実態、65歳以上の者に対する非課税限度額の廃止の是非等の質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。さらに、引き続き地方財政の不均衡に対応するため、平成17年度分の地方交付税の総額の特例措置を講じるとともに、交付税特別会計への繰入れに関する特例を改正するほか、義務教育費国庫負担金等の見直しに伴う税源移譲予定特例交付金の拡充措置を講じるための**地方交付税法等の一部を改正する法律案**については、義務教育費国庫負担金の見直しが教職員配置に与える影響、財政調整基金等の状況、地方交付税の中期的展望等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

情報通信 携帯電話事業者による契約者の管理体制整備の促進及び携帯電話役務の不正な利用の防止を図るため、事業者に対し契約締結時及び譲渡時における本人確認を義務付けるとともに、本人確認に応じない場合等には役務の提供を拒否できることとするための**携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案**については、いわゆる振り込め詐欺の実態、本法律案による犯罪抑止効果等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。また、いわゆる迷惑メールの悪質化・巧妙化に対応して特定電子メールの範囲の拡大、架空アドレスあてのメール送信を禁止する対象の拡大及び罰則の見直しを行う**特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案**については、3年前に当委員会提出により制定された本法律の国際的な評価、迷惑メールの悪質化・巧妙化に対応した有効策の確立等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。このほか、**放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK予算）**が承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

1月31日、第161回国会閉会後の1月11日、12日の両日、熊本県及び鹿児島県において実施した行財政状況、消防、情報通信及び郵政事業等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月8日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策について麻生総務大臣から所信を聴取し、平成17年度総務省関係予算について山本総務副大臣から、平成17年度人事院業務概況及び関係予算について佐藤人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した。

3月10日、麻生総務大臣の所信及び平成17年度人事院業務概況について、市町村合併の本来の狙いとその進捗状況に対する評価、人事院主導による公務員退職手当の適正化、地方公共団体の特殊勤務手当見直しに対するフォローアップ、地方の一般財源確保と地域経済活性化、平成16年度における地方交付税及び臨時財政対策債の大幅削減の理由等の質疑を行った。

3月18日、予算委員会から委嘱を受けた平成17年度内閣所管（人事院）、総務省所

管（公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫関係予算の審査を行い、地方の未来像、郵政民営化と採算性、独立行政法人労働政策研究・研修機構の実態と会計検査、地域間における情報基盤整備や人材の格差、マスメディア集中排除原則の見直し、偽造キャッシュカードと消費者保護のための法整備等の質疑を行った。

3月22日、平成17年度地方財政計画について麻生総務大臣から概要説明を、今井副大臣から補足説明をそれぞれ聴取した。

3月29日、地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を行った。

（２）委員会経過

○平成17年1月31日（月）（第1回）

- ・行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- ・平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。
- ・派遣委員から報告を聴いた。

○平成17年2月1日（火）（第2回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について麻生総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 櫻井充君（民主）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第1号）賛成会派 自民、民主、公明、社民

反対会派 共産

○平成17年3月8日（火）（第3回）

- ・行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について麻生総務大臣から所信を聴いた。
- ・平成17年度総務省関係予算に関する件について山本総務副大臣から説明を聴いた。
- ・平成17年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について佐藤人事院総裁から説明を聴いた。

○平成17年3月10日（木）（第4回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成17年度人事院業務概況に関する件について麻生総務大臣、今井総務副大臣、山本総務大臣政務官、佐藤人事院総裁、政府参考人及び参考人日本郵政公社理事広瀬俊一郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山根隆治君（民主）、津田弥太郎君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、世耕弘成君（自民）

○平成17年3月15日（火）（第5回）

- ・地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年3月17日（木）（第6回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について麻生総務大臣、今井総務副大臣、下村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕高橋千秋君（民主）、水岡俊一君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、二之湯智君（自民）

（閣法第20号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成17年3月18日（金）（第7回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣所管（人事院）、総務省所管（公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫）について麻生総務大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本郵政公社理事山下泉君及び同公社理事斎尾親徳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕長谷川憲正君（自民）、櫻井充君（民主）、藤本祐司君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- ・恩給法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年3月22日（火）（第8回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・恩給法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について麻生総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕伊藤基隆君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第27号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- ・平成17年度地方財政計画に関する件について麻生総務大臣から概要説明を聴いた後、今井総務副大臣から補足説明を聴いた。
- ・地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年3月29日（火）（第9回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について麻生総務大臣、佐藤人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
〔質疑者〕 櫻井充君（民主）、水岡俊一君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）
（閣法第21号）賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、共産、社民
- ・地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を行った。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第3号）（衆議院送付）について麻生総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長橋本元一君から説明を聴いた。

○平成17年3月31日（木）（第10回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - ・放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第3号）（衆議院送付）について麻生総務大臣、山本総務副大臣、山本総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長橋本元一君、同協会理事出田幸彦君、同協会副会長永井多恵子君、同協会理事宮下宣裕君、同協会理事中山壮介君、同協会経営委員会委員長石原邦夫君、同協会理事諸星衛君、同協会理事和崎信哉君、同協会理事安岡裕幸君及び同協会理事野島直樹君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。
 - ・質疑（午前）
〔質疑者〕 山崎力君（自民）、森元恒雄君（自民）、内藤正光君（民主）、高橋千秋君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）
 - ・質疑（午後）
〔質疑者〕 景山俊太郎君（自民）、山内俊夫君（自民）、椎名一保君（自民）、長谷川憲正君（自民）、高橋千秋君（民主）、櫻井充君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）
（閣承認第3号）賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、共産、社民
- なお、附帯決議を行った。

○平成17年4月5日（火）（第11回）

- ・携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案（衆第11号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員菅原一秀君から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月7日（木）（第12回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案（衆第11号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員中村哲治君、同石井啓一君、同菅原一秀君、麻生総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕内藤正光君（民主）、水岡俊一君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（衆第11号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成17年5月10日（火）（第13回）

- ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年5月12日（木）（第14回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について麻生総務大臣、山本総務副大臣、山本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕世耕弘成君（自民）、水岡俊一君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第73号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成17年6月14日（火）（第15回）

- ・行政手続法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年6月16日（木）（第16回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・行政手続法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について麻生総務大臣、増原総務大臣政務官、段本財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕藤本祐司君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第72号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案 (閣法第1号)

【要旨】

本法律案は、平成16年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額（1兆1,686億円）について、特別交付税の増額（701億円）及び普通交付税の増額（639億円）を行った上で、残余の額（1兆347億円）を平成17年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものである。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、住民税の改正

平成11年度から実施している個人住民税の定率減税について2分の1に縮減することとし、平成18年度以後の年度分の定率による税額控除額を、個人住民税所得割額の7.5%（現行15%）に相当する金額（最高控除限度額2万円（現行4万円））とする。なお、本改正は、平成18年6月徴収分から実施する。

二、所得譲与税の改正（所得譲与税法の一部改正）

税源移譲については、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、平成17年度においては、所得譲与税により税源移譲を行う。

- 1 所得譲与税額は、国庫補助負担金の改革内容を踏まえ、1兆1,159億円（現行4,249億円）とする。
- 2 配分割合は、その5分の3（現行2分の1）に相当する額を都道府県に対して、その5分の2（現行2分の1）に相当する額を市町村に対して譲与する。
- 3 当分の間、所得譲与税の収入見込額の全額（現行75%）を地方交付税の基準財政収入額に算入する措置を講ずる。

三、事業税の改正

法人事業税の分割基準について、各都道府県内における法人の事業規模等をよりの確に反映する観点から、見直しを行う。

- 1 非製造業（鉄道事業・軌道事業、ガス供給業・倉庫業及び電気供給業を除く。）について、課税標準額の2分の1に相当する額を関係都道府県に所在する事務所又は事業所の数に、2分の1に相当する額を関係都道府県に所在する従業者の数にあん分する。
- 2 資本の金額又は出資金額が1億円以上の法人について、本社である事務所又は事業所の従業者の数を2分の1に相当する数とする措置を廃止する。

3 本改正は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

四、その他の改正

1 個人住民税

イ 人的非課税の範囲の見直し

年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する非課税措置を平成18年度分の個人住民税から段階的に廃止する（平成17年1月1日において65歳に達していた者の税額を、平成18年度分は3分の1、平成19年度分は3分の2、平成20年度分からは全額とする。）。

ロ 給与支払報告書提出対象者の範囲の見直し

給与の支払者が関係市町村に提出する給与支払報告書の提出対象者の範囲を、年の途中で退職した者に拡大する。ただし、その者に対する給与支払金額が30万円以下の場合には、提出しないことができることとする。

2 自動車税

県域を越える自動車の転出入に係る自動車税の月割計算を廃止する（平成18年4月1日以降の転出入から適用する。）。

3 固定資産税

災害に伴う避難指示等が翌年以降に及んだ場合に、避難指示等の解除後3年度分まで（現行被災後2年度分まで）は、災害によって住宅が存しなくなった土地であっても、住宅用地の特例を適用する措置を講ずる。

4 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部改正）

交付対象資産に、自衛隊の通信施設（レーダーサイト及び特定の通信所）を追加する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成17年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、国民がゆとりと豊かさを実感できる個性と活力に満ちた地域主権型社会への転換を図ることができるよう、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方税は地方公共団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権改革の進展に対応し、課税自主権を尊重しつつ、地方が自らの判断と財源によって創意工夫に富んだ地域づくりを行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、税源移譲を含め国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税源の拡充強化を図ること。

二、地方への税源移譲については、税源偏在の少ない安定的な地方税体系を確立する方向で改革を進め、地方公共団体の裁量権・自主判断権を拡充すること。また、適正な徴収を確保するための体制整備に努めること。

三、税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、平成17年度分の地方交付税の総額の特例

平成17年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額、臨時財政対策のための特例加算額、交付税特別会計借入金及び同特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金償還額及び利子支払額を控除した額16兆8,979億円とする。

二、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例等

平成19年度から平成33年度までの間における、国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正する。

三、基準財政需要額の算定方法の改正

平成17年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、算定の簡素化を図る観点から、経費の種類統合及び補正係数の見直しを行う。

四、地方財政法の一部改正

公営競技を施行する地方公共団体の公営企業金融公庫に対する納付金の納付期間を5年間延長する。

五、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の平成17年度における暫定的な減額に伴う財源措置として税源移譲予定特例交付金を拡充するとともに、税源移譲予定特例交付金に係る基準財政収入額の算定について、100分の75の基準率を改め、税源移譲予定特例交付金の額により算定する。

六、地方公務員等共済組合法の一部改正

地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例を、平成17年度においても適用する。

七、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

恩給法の一部を改正する法律案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案は、恩給受給者の高齢化の現状等にかんがみ、受給者等の申請負担軽減を図るための恩給支給事務手続の簡素合理化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、恩給権者に係る失権等の届出義務に関する規定を削除する。

二、恩給権者が死亡した場合における未支給金の請求について、未支給金を受ける権利を有する相続人等の同順位者が2人以上あるときは、そのうちの1人がした請求は全員のためその全額につきしたものとみなすこととし、従来義務付けていた総代者選任届の提出を廃止する。

- 三、失権等の届出義務違反者に対する過料に関する規定を削除する。
- 四、普通恩給又は扶助料で、かつて一時恩給等を受けたことにより一定額が控除された金額をもってその年額とされているものについて、平成17年4月分以降、当該控除を行わないこととする。
- 五、この法律は、平成17年4月1日から施行する。

行政手続法の一部を改正する法律案（閣法第72号）

【要旨】

本法律案は、政省令などの命令等を定める際に、広く一般の意見や情報を求める手続等を定めることによって、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、命令等を定める場合の一般原則

- 1 命令等制定機関は、命令等を定めるに当たっては、根拠法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。
- 2 命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、社会経済情勢の変化等を勘案し、命令等の内容について検討を加え、適正確保に努めなければならない。

二、意見公募手続

- 1 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、案及び関連資料をあらかじめ公示し、意見提出先及び意見提出期間を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
- 2 案は、具体的かつ明確な内容のものであって、題名及び根拠条項が明示されたものでなければならない。
- 3 意見提出期間は、公示日から30日以上でなければならない。

三、意見公募手続の特例

- 1 命令等制定機関は、30日以上意見提出期間を定めることができない理由があるときは、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、案の公示の際理由を明らかにしなければならない。
- 2 命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合において、委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

四、命令等制定機関は、意見公募手続の実施について周知、関連情報の提供に努めるとともに、提出された意見を十分に考慮しなければならない。

五、命令等制定機関は、命令等の公布と同時期に、命令等の題名、案の公示日、提出意見、提出意見を考慮した結果及び理由を、情報通信の技術を利用する方法により公示しなければならない。

六、法律の施行期日政令、地方公共団体の機関が定める命令等、国又は地方公共団体の組織について定める命令等を定める行為については、意見公募手続等の規定は適用しない。

七、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第73号)

【要旨】

本法律案は、いわゆる迷惑メール対策について、近年における送信の悪質化及び巧妙化の状況にかんがみ、特定電子メールの範囲を拡大するほか、架空電子メールアドレスあての送信及び送信者情報を偽った送信の禁止について規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、受信者の同意を得ずに広告・宣伝メールを送信する場合に、一定の表示義務を満たす必要のある特定電子メールの範囲を拡大し、企業等がその事業のために利用している電子メールアドレスに対して送信する場合を含める。
- 二、架空電子メールアドレスあての電子メールの送信の禁止について、その対象範囲を広告・宣伝メールから営業目的のメールに拡大する。
- 三、広告・宣伝メールを送信する場合に、送信に用いた電子メールアドレス等の送信者情報を偽って送信することを禁止する。
- 四、一時に多数の電子メールが送信された場合等に、電気通信事業者において電子メールに係る電気通信役務の提供を拒否することができる事由を拡大する。
- 五、特定電子メールの受信者が総務大臣に申出をしようとするときに指導・助言等の業務を行う指定法人制度を、総務大臣の登録を受けた登録送信適正化機関が行う制度に移行する。
- 六、送信者情報を偽った電子メール送信の禁止に違反した者に対し直接刑事罰を科すための規定等を整備する。
- 七、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。なお、政府は、この法律施行後3年以内に、技術の水準等を勘案しつつ、施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案(衆第11号)

【要旨】

本法律案は、携帯音声通信事業者(以下「事業者」という。)による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図るため、事業者による契約締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備の譲渡等に関する措置等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、契約締結時・譲渡時の本人確認義務等

- 1 事業者は、契約締結時・譲渡時に、運転免許証の提示を受ける方法等により、契約の相手方等の本人確認を行わなければならない。なお、事業者は、必要かつ適切な監

督の下に、媒介業者等に本人確認を行わせることができる。

2 契約の相手方等は、本人確認に際し虚偽の申告をしてはならない。また、あらかじめ事業者の承諾を得なければ、通話可能端末設備を他人に譲渡してはならない。

二、契約者確認の求め

警察署長は、この法律に規定する罪に当たる行為が行われたと認めるに足りる相当の理由がある場合等で必要があると認めるときは、事業者に対し契約者の確認をすることを求めることができる。求めを受けた事業者は、契約者の確認を行うことができる。その際に、契約者は、虚偽の申告をしてはならない。

三、匿名貸与営業の禁止

何人も、氏名及び連絡先等を確認しないで、業として有償で通話可能端末設備を貸与してはならない。

四、事業者の役務提供の拒否

一、二又は三に違反した場合には、事業者は役務の提供を拒むことができる。

五、総務大臣の監督

総務大臣は、事業者等に対し報告を求め、立入検査し、違反に対し是正を命ずることができる。

六、罰則

一の2、三又は五に違反した場合等に罰則を設けるとともに、両罰規定を置く。

七、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、契約者確認及び匿名貸与営業の禁止に係るものについては、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

2 この法律の規定については、施行後1年を目途として、施行状況等を勘案し、必要な措置が講ぜられるものとする。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第3号）

【要旨】

本件は、放送法第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成17年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの収支予算等によれば、一般勘定の事業収入は6,724億円、事業支出は6,687億円であり、事業収支差金は37億円である。この事業収支差金は、全額を債務償還のために使用することとしている。

また、事業計画においては、視聴者の信頼回復に向け全組織を挙げて再生・改革に取り組むとしており、視聴者とともに歩む公共放送のサービスの充実、視聴者との結びつきの強化、再生に向けた体制・組織の改革、受信契約と受信料収納の確保等に重点を置いている。

【附帯決議】

昨年発覚した日本放送協会における一連の不祥事は、その後の対応も含め、協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損ね、受信料の不払い・保留の動きを増大させ、公共放送の根幹をも揺るがしかねない危機となっている。

協会及び政府は、かかる深刻な事態を厳粛に受け止め、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送としての使命を全うできるよう、左記の事項についてその実現を期すべきである。

- 一、協会は、会長を先頭に全役職員、組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に全力で取り組むとともに、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。
 - 二、協会の全役職員は、公共放送に携わる者としての自覚を新たにするとともに、高い倫理感を確立すること。
 - 三、協会は、公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、公金意識の徹底を図るとともに、公平負担の観点からも、契約の締結と収納が確保されるよう、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解促進に努めること。
 - 四、協会は、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、真実に基づき、自律性、不偏不党性を確保するとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。
 - 五、デジタル放送への移行など放送を巡る環境が大きく変化する中において、引き続き協会が新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすよう努めるとともに、新時代の公共放送の在り方についても検討すること。
- 右決議する。

②審査未了となった議案

電波法の一部を改正する法律案（閣法第33号）

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を推進する観点から、電波利用料の負担の在り方を見直し、電波の経済的価値に係る要素等を勘案した料額を定めるとともに、電波利用共益費用の用途の範囲を見直す等の改正を行おうとするものである。

(4) 委員会決議

—— 地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議 ——

政府は、地方分権の推進に関する国会決議等を十分踏まえ、地域主権型社会にふさわしい税財政システムを確立するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、公共サービスは住民の身近において提供されるべきであり、地方分権改革の推進は、国・地方を通ずる政府の効率化にも資するとの観点から、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金改革及び地方交付税の見直しに係る真の改革を確実に実現することにより、地方公共団体の歳入・歳出両面にわたる自由度を一層高め、権限と責任を大幅に拡充するための具体的方針を早急に策定すること。

また、具体的方針の策定に当たっては、国と地方の信頼関係の維持に一層の配慮を行いつつ、地方の参画を拡充するとともに、地方の総意を真摯に受け止め、地域の実情を十分反映したものとなるよう、特段の努力を行うこと。

二、義務教育費等の負担の在り方等については、国庫補助負担金の廃止・縮減が税源移譲に直結するものであり、改革の実現を左右する重要課題でもあることから、役割分担に応じた財源負担の原則に基づき、単なる地方への負担転嫁とならないよう、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、地方の自主性拡大に結びつく積極的改革に取り組むとともに、必要な一般財源の確保を図ること。

三、地方交付税については、地方公共団体の自助努力による効率化も促しつつ、地方歳出の見直しを進めるとともに、財源保障機能及び財源調整機能を堅持しつつ、地方公共団体の財政運営に必要な所要額の安定的・持続的確保を図ること。

また、税源移譲に伴う地方公共団体間の財政力格差について万全の措置を講ずるとともに、財源の中長期的な安定確保を図るための抜本的な方策を検討すること。

四、巨額の借入金残高が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることにかんがみ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保しつつ、地方財政の健全化を進めること。なお、累積する臨時財政対策債の元利償還については、万全の措置を講ずること。

また、交付税特別会計借入金については、具体的かつ的確な措置を講ずることにより、速やかに借入金残高が増高しない状況とすること。

右決議する。